

監軍陳效と「万曆朝鮮の役」――監察領域を中心に――

荷 見 守 義

はじめに

『明実録』万曆二五年九月戊戌（十日）の条に、

命浙江道御史陳效為朝鮮監軍、紀錄功次。

とあり、浙江道御史の陳效に朝鮮監軍を命じて、軍功を記録させる（紀功）こととした事が分かる。また、後述するように『明実録』万曆二六年正月戊戌（十二日）の条に朝鮮監軍御史の陳效が八議を上奏したとある。陳效の派遣は万曆二五年（一五九七）に始まった日本で言うところの慶長の役の戦功評価のために送り込まれたことは明白である。陳效以前に朝鮮監軍・朝鮮監軍御史の肩書きの者は管見の限り確認することはできない。つまり、陳效から始まった肩書きなのである。ただ、朝鮮監軍御史という肩書が実際に使われた名称かと言うと、必ずしもそうとは断言できない。つまり、『朝鮮王朝実録』宣祖三二年（一五九八）二月朔丙辰（一日）

の条には、欽差監察遼海・朝鮮等処監察軍務御史陳效と記録され、以後の同実録の中では御史・陳御史と表記されるからである。明朝側と朝鮮側とのどちらの記録が正しいのかと言えば、微妙なところである。一般的に言えば、任命側の明朝の記録に信を置くところであるが、『朝鮮王朝実録』同様に『明実録』も編纂史料であるため、編者の認識が織り込まれてしまう可能性を排除することは出来ない。つまり、『明実録』の場合、編者が陳效は朝鮮において監軍に任じたという認識を有して、監軍に朝鮮の名称を付加したのではないかということである。一方、『朝鮮王朝実録』記載の肩書の遼海とは遼東のことを指し、遼東鎮のことであるので、遼東と朝鮮の軍務を監察する御史という意味である。後述するところから考えれば、この肩書が実態により近いのであり、実際の陳效の肩書は朝鮮側に記録されたものであったとするのが妥当であると考えられる。このように考えると、『明実録』に記載され

ている「朝鮮監軍」に類する表記は、編者が「朝鮮を監軍」する役職にあったと陳效を評価してこのように表記したのであっても、実際にそのような肩書があったわけではないと判断してよいであろう。それでは監軍とは何をする者なのかと言えば、監軍は軍を監察することが職務となる。明朝の軍事体制の根本は衛所制である<sup>(1)</sup>。衛所は明軍兵士の駐屯単位であり、首都防衛や辺境防衛にはこの衛所から必要な数の衛所官軍を抽出して派遣したほか、親征や遠征の場合にも同じく衛所官軍を抽出して部隊を編成し対応していた。各辺境には辺鎮が組織され、各辺鎮では衛所官軍によって辺鎮軍が編成され、総兵官と呼ばれる将官が中央から送り込まれて、これを指揮・統括していた。辺境での軍事行動の場合はこの総兵官が指揮を執ることになるが、これは万曆朝鮮の役においても同じであった。本稿での問題関心は、明軍の朝鮮半島における軍事活動において、軍隊の管理、特に監視体制はどうなっていたかということである。明軍将兵の来源は前述のように衛所であるが、この頃は軍士の逃亡が深刻化し、士気も乏しかったため、将官は自前の部隊である私兵集団を率いることが常態化していた。朝鮮半島に送り込まれた遼東鎮を中心とする明軍も衛所官軍と私兵の混成部隊であった。また、平素より指揮官による部下の搾取は常態化していたため、ますます軍士の逃亡に拍車をかける有様であったし、軍士に支払われるべき俸給が将官によって搾取されることも常態化していた。また、戦闘における損害を覆い隠して将官が処罰を逃れるだけでなく、架空の軍功を創造して恩賞や昇進に繋げたり、失策の責任を軍士につけ回すなどの、前線における不正をどのように抑制するかは深刻な問題であった。こ

のため、辺鎮には中央から巡按監察御史が送り込まれて、官軍に対する監視体制が敷かれていた。ただ、朝鮮は辺鎮の領域内ではないため、制度が規定されているわけではない。それでは万曆朝鮮の役において朝鮮半島に派遣された明軍の監視体制はどうなっていたかが問題となる。

元来、監軍御史は戦功評価のための御史として派遣されるようになったものであるが<sup>(2)</sup>、陳效が朝鮮に派遣された時期の監軍御史としては、『明実録』によれば陳效以外には梅国禎がボハイの反乱鎮圧に関わって派遣されているだけである。明朝にとっての藩属国である朝鮮国内における監軍は豊臣秀吉による朝鮮出兵時、つまり、特に慶長の役時にしか見ることが出来ない事例ではあるが、従来、殆ど実態の明らかでない監軍御史の活動実態について知る上で貴重な事例である<sup>(3)</sup>。但し、注意すべきは、監軍の肩書の使われ方である。監軍なしの軍事行動というものは考え難いので、監軍の肩書のない状態であっても、何らかの類似の機能が代替されていた可能性も検討しなければならないが、とりあえず本編では陳效の事跡を中心に見てみたい。

ともあれ朝鮮における監軍御史という肩書は陳效についての記録に現れ、杜潛という人物に引き継がれていたもので、本稿では陳效と杜潛を取り上げて、朝鮮における監軍活動について、監軍活動領域の問題を軸に活動実態の一端に迫ってみたい。

なお、戦役呼称であるが、日本では文祿・慶長の役、明朝では万曆朝鮮の役、朝鮮では壬辰・丁酉倭乱であるので、本稿では戦役全体を指す場合には万曆朝鮮の役、部分を指す場合には文祿の役か慶長の役で呼称する。

## 一、陳效の監軍御史着任

『明実録』万曆二五年九月壬辰(四日)の条に、

大学士趙志臯疏言、倭之不能北犯中国者、惟恃朝鮮全・慶二道為我衛耳。全・慶亡、朝鮮必亡、朝鮮一亡、則倭不從陸犯遼、必從東漢・臨津・晴川・大定・大同・鴨綠諸江、分兵四出。凡東南沿海、皆有切近之憂。此目今一大患也。故全慶必当屯兵、以至沿海辺衛、均当預防、天津・登・萊、莫若添設備倭撫臣一員、南防中原、北壯神京、東障海島、此内防之最不可缺者。更乞特遣御史、為監軍紀錄功次、以明賞罰。部覆、允行。

とあり、内閣大学士趙志臯は慶長の役に際して、日本軍が中国北部に進寇できないのは、朝鮮の全羅・慶尚道での防衛があつたればこそという認識を示し、日本軍が朝鮮を滅ぼしたのち北進して遼東に侵入して来るのでなければ各河川沿いに侵入して来るのではないかとの見解を示した。また東南沿海も近接していて危険であるので、天津や山東沿海の防備を嚴重にすることを提起するとともに、特に御史を派遣して軍を監視して軍功を記録して賞罰を明らかにするよう提起している。前述の万曆二五年九月戊戌(十日)における陳效の監軍御史就任はこの趙志臯による提起を受けたものであつた。

『明実録』万曆二六年正月戊戌(十二日)には、

兵部題覆、朝鮮監軍御史陳效条上八議。

一議、帥多體敵、恐不相下。宜略去嫌疑、共成国事。

二議、兵多烏合、而將領又多侵漁、恐其解体。宜加撫循、更

行簡汰。

三議、倭占機釜戰而不勝、勢必分犯沿海之区。宜多調船・兵、設奇、以待。

四議、平・行二酋中離外合。当用間諜、以携其党。而平酋不死、倭患不絶。宜募閩地著姓、檄海外各国、併力翦除。

五議、遼卒參千膏身異域、應照例厚恤尤。宜懲退縮而励勇、敢罪欺弊、而堅敵愾。

六議、遼左地軫朝鮮、且界大海、倘倭奴揚帆西指、實為可虞。宜將調去遼兵、俟大兵齊集之時、尽令還伍。

七議、東征餽運、宜令隨地宣勞、勿独累遼左。

八議、東征兵餉、歲費八十余万脱、或倭不即平、其何能繼。宜開贖罪援納通商之利、以裕接濟。以上八款。或移文經略撫

鎮及督餉衙門、查照奉行。或曾經本部議、及今、再勘酌劑量以当妥当。或令行間、諸臣便宜行事、總圖万全、以奏功而已

報可。仍諭師克在和。各總兵官務聽總督部署、不許參差・捕調及妬忌・混争。東征但期成功、不貴欲速前報斬獲。恐狡倭誘我、更宜慎重、必須兵集・餉裕、務圖万全取勝。還伝与総

督等官、毋得顧忌輕狗、玩敵誤事。

とあり、軍隊のあり方や戦術、朝鮮で展開する遼東兵員の優遇、遼東の防衛策、軍糧供給、軍費をまかなうための増税策まで、提議は多岐に及ぶ。監軍と一言で表現される職務が、単に戦功を評価するに止まらないことが分かる。この陳效の提起は兵部によつて覆議され、皇帝の裁可を得るところとなつたが、このことは周

永春撰『絲綸録』卷四に、

二十六

年正月十二日、兵部一本、東征宜重国威勝算等事。覆

陳效奉聖旨、這所議、都准。行師克在和、各總兵官務聽總督部署、分進不許參差推調及妬忌、混爭。違者不時密奏、処治。東征但期成功、不責欲速前報斬獲。恐倭倭誘我、更宜慎重、必須兵集・餉裕、務図万全取勝。還伝与總督等官、毋得顧忌輕狗、玩敵悞事。

とあるところから分かる。

ところで、なぜ浙江道御史であった陳效に監軍御史が命じられたのであろうか。陳效の経歴を追って行くと、万曆十六年（一五八八）三月に陳效は風憲司分註南北各道御史試職に任じられた<sup>4</sup>。後、万曆十六年八月には四川辺境の御史として防備について細やかな指摘をして、兵部に附議されている<sup>5</sup>。『明実録』万曆十八年十二月癸未（十五日）の条には、

先是、貴州巡撫都御史葉夢熊疏、論播州宣慰楊応龍兇惡諸事、竝參川東道副使朱運昌容情故縱、不行会勘。巡按御史陳效、則歷數楊応龍十二大罪、而復次其怙兇阻勘之状。及四川撫臣李尚思議防禦松潘、宜調宣慰司土兵、令備協守、而按臣李化龍亦疏、請暫免勘問、俟徵兵禦虜之後、再為議処。部覆、以応龍革職、仍戴罪立功、会勘改限、朱運昌罰俸。久之、両省撫按各疏奏辯、在四川則謂応龍無可勘之罪、在貴州則謂四川有私昵応龍之心。於是、都給事中張希皋・給事中陳尚象各具疏、以事属重大、両省利害亦豈漫不相関者。乞勅下、従公會勘、或勦、或宥、毋執成心、俱下部議。

とあり、陳效は万曆十八年（一五九〇）には貴州巡按監察御史となっていた。播州宣慰使である楊応龍の悪事を貴州巡撫の葉夢熊とともに列挙して弾劾するよう上奏した。しかし、四川巡撫李尚

思、四川巡按監察御史李化龍はこれに呼応することはなく、楊応龍に対する取り調べは先延ばしにされてしまった。また、『明実録』万曆十九年二月戊子（二日）の条には、

貴州撫臣葉夢熊与按臣陳効疏、劾楊応龍逆惡、已奉旨会勘、而四川按臣李化龍欲寬応龍之罪。復題、応龍罪犯必誅、其所轄五司与土同知俱背之、来帰願属重慶。衆叛親離、何至有不測之慮。且五司等、既無帰路、將驅而帰之。応龍保無悉怛謀境上之慘。乞特遣科臣公勘。章下部、覆以応龍未見抗命而不服会勘。四川按臣未嘗庇応龍而執不会勘。查勘、還属之両省。科臣可無議遣也。其五司等苗、果否愿属重慶、作何安插、相応詳加議処。上曰、楊応龍已有旨了、帰附人衆、安插改属事、宜着該撫按従長計議、停当具奏。毋得推諉。

とあり、この時も葉夢熊と陳効は楊応龍の悪事を並べ立てて取り調べをする旨の皇帝の指示を取り付けたが、またしても四川巡按監察御史李化龍は楊応龍を処罰することで惹起する騒乱の方を心配し、楊応龍を庇って取り調べに応じなかった。皇帝も楊応龍が帰附していることもあり、四川巡撫・巡按の対応に任せることになった。なお、『明実録』万曆十九年五月癸巳（二九日）の条には、  
 拳参將朱鶴齡等参都司款辰、革任回衛。従巡按貴州陳効之劾也。

とあり、陳効はおおよそ万曆十八年から十九年（一五九一）にかけて貴州巡按監察御史の地位にあったものと思われる。その後、前述のように、万曆二五年九月に浙江道御史から監軍御史に任命されるまでの間の経歴は不明である。従って、陳効が監軍に任命された理由は不明としか言い得ないものの、僻遠の地の巡按にお

いて叛服常無い楊応龍について一貫して厳しい態度を執っており、先鋭化する楊応龍に対する陳效の先見の明が或いは評価されたのかもしれない<sup>(6)</sup>。

## 二、監軍御史としての陳效

『明実録』二五年春正月丙辰(二五日)の条に、

朝鮮国王李暎以倭情緊急、請救。兵部言、此奏乃去年十一月以前事。是時、冊使未回日本。以朝鮮遣使、官卑礼薄、不納。其使帰報、有仍欲索要王子等語。今、楊方亨奏報封事、已竣止。是責備朝鮮礼文、已經覆議、令沈惟敬調戢矣。其請兵一節、宜勅朝鮮、自為隄備、不得專恃天朝救援。得旨行朝鮮国王修備修睦、以保疆土、毋得偷安起。

とあり、同二月丙寅(五日)には、

集廷臣、會議倭情時、朝鮮陪臣刑曹鄭期遠痛哭求援。遼東副總兵馬棟報、倭將清正領兵、騎舡二百余隻、于正月十四日、到朝鮮岸、至原駐機張營。駐劄給事中徐成楚言、海舡一隻、小亦不下百人。今称二百余隻、兵当不減二万余衆、防禦事宜、亟当早図。乃下廷臣會議。

とあり、同丙子(十五日)の条には、

命原任鎮守延綏等処總兵官署都督同知麻貴、以原官、充備倭總兵官。

とあり、同三月乙巳(十五日)の条には、

陞山東右参政楊鏞為都察院右僉都御史、經理朝鮮軍務。

とあり、同戊午(二八日)の条には、

大学士張住等言、東方兵寄無踰。邢玠乞用為總督、蕭大亨堪任本兵、乞改。兵部尚書楊鏞、適值親喪、宜奪情起復。復再疏保举大亨。俱不報。

とあり、同己未(二九日)の条には、

陞兵部左侍郎邢玠為兵部尚書兼都察院右副都御史總督薊遼保定軍務兼理糧餉經略禦倭。

とある。日明間の和議交渉(豊臣秀吉の冊封)が破れた今、日本軍は再び動き出したのであった。これに対応した明朝・朝鮮の動きは速かった。大学士張住等の提起で経略に押された邢玠を中心に出兵準備が進む中、前述のように九月に陳效は監軍御史に任命されたのであった<sup>(8)</sup>。

かくて監軍御史の任についた陳效の事績について見ていくが、『明実録』万曆二五年十二月癸酉(十七日)の条には、

遼陽監軍御史陳効奏、達賊抄花兒糾謀土蠻罕部落衆、踰十万、結營百余里、搶殺人畜、動以万計、而楊昶・白清兩民寨、被禍、尤慘參。瀋陽遊擊陳志・吳希漢革任回衛。

とある。遼東鎮の拠点は広寧にあるが、本鎮は遼河で大きく東西の二地域に分かれ、遼河河西の拠点を広寧は兼ね、遼東河東の拠点は遼陽となる。また、遼陽は遼東都司所在地でもある。この当時の遼東鎮には監軍御史は派遣されてはいない。また、遼陽監軍御史の陳効なる人物もその肩書きもほかでは見ないものである。

陳効と陳効は人名表記の僅かな相違であるので、同一人物と見てよいだろう。そうであるなら、監軍御史に任命された陳効はまず遼東鎮に赴き、遼陽に滞在していたということになる。そもそも朝鮮に送り込まれる明軍の主体は遼東鎮の軍隊、特に李成梁に根

源を持つ李軍閥が中核である以上、朝鮮に向かう道すがら遼東に滞在し、遭遇したモンゴルの遼東鎮襲撃について監察結果を上奏しても不思議なことではない。但し、「遼陽監軍御史」という不可思議な肩書が存在したとは思えない。ここで思い起こされるのは、本稿冒頭の「欽差監察遼海・朝鮮等処監察軍務御史」の肩書である。つまり、陳效は遼東鎮と朝鮮の二領域における監軍を兼務していたのである。このことは後述の史料内容とも符号する。

この上で前述のように万曆二十六年正月に八議を上奏し、朝鮮派遣明軍の問題点を列挙したのであった。『明実録』万曆二十六年三月戊申（二三日）の条には、

戸部尚書楊俊民題称、前督餉侍郎張養蒙議、於密雲・薊州・永平三道、各借倉糧共十萬石、責令造軍運赴義州、又議、差官赴寬奠、金・復・遼陽・広・永出產米粟、処平糶、又将陸運、直抵不若短盤。今、巡撫遼東張思忠題、拋各道王邦俊等呈報、及同經略邢玠・御史陳效會議、皆以為必不能行。合心酌請、一面移文遼東巡撫、將該鎮本年應運糧餉、除運過七萬六千九百九十餘石、尚有未運二十六萬三千餘石、督行該道、嚴催速運朝鮮接濟。一面移文順天巡撫、責令薊・密・永三道、各將派運倉糧共十萬石短盤、至山海關、暫貯空閑倉廩、就近遼陽、以備緩急。一面移文山東・天津各巡撫、查將海運糧船已發者、令兼程前進、未發者、令速裝出海如海運。通達二處畢濟、則山海暫貯倉糧、就於芝蔴灣、發船統運、可省遼鎮一番勞費。万一海運有阻、東餉告急。聽本部、臨時酌處運費、給發遼陽、就山海設法短盤、該鎮亦難以偏累為辭也。上然之。

とあり、軍糧の確保・輸送について経略邢玠とともに会議してい

る。輸送のポイントは陸路では遼東鎮、海路では山東・天津からの運び込みが重要になってくるが、沿路に大きな負担の掛かる問題であった。

『明実録』万曆二十六年六月丙子（二三日）の条には、

詔更万世德経略朝鮮、汪応蛟巡撫天津、以監軍陳效專駐朝鮮  
紀察功罪、另差御史一員、巡按遼東。

とあり、また、天津巡撫であった万世徳をここでは経略朝鮮としたとあるが、『明実録』では同年八月己卯（二六日）に都察院右僉都御史経理朝鮮軍務とあるので、経理朝鮮に任じたのであり、代わりに汪応蛟を天津巡撫にしたのである。陳效は専ら朝鮮に滞在して監軍の任務に当たるとともに、遼東鎮には別に御史を派遣して巡按させることにするという旨の指示が出た。各地方や軍管区などに派遣されて監察の任に当たった御史を巡按監察御史というが、遼東鎮は元来、山東省の一部と認識されていたことがあって、遼東鎮と山東省に派遣される巡按監察御史はともに巡按山東監察御史というが、肩書きとしての名称が同じでも、遼東鎮に派遣される巡按山東監察御史は遼東鎮のみを、山東省に派遣される巡按山東監察御史は山東省のみを監察対象とした。つまり、陳效は遼東鎮における巡按も担当していたのである。そのことを指して遼陽監軍御史と言ったのであろう。ただ、巡按と監軍とは任務で重なり合うところもあるが基本的に性格が違う。巡按は予め定められた領域において監察業務を行うわけであるが、監軍にはそれは設定されておらず、軍の活動に従って監察を行うということになる。同じく『明実録』万曆二十六年六月辛巳（六日）の条には、

兵科給事中徐観瀾奏、查勘東征事宜。一、請勅諭朝鮮君臣、

前經理奉職無狀業、已罷還。從此、戢衆整兵、禁勿侵掠。王宜嘗膽臥薪、練主兵、儲客餉、興復興與之旧。一、請勅戒南北諸將。朝廷録功使過、恩德良厚、宜積嫌疑、共抒忠勇、慎勿彼此異視。今後、凡有功罪、從公賞罰、敢有不遵諭旨者、督撫以軍法從事。一、諸(ママ、請)勅督撫諸臣、歷查陣亡將卒、或設祭以掩其骸、或給賞、以卹其家、傷者厚撫而遣之、還存者少優以作其氣、庶六師咸奮。一、請勅都察院、速差巡按御史一員、巡按遼東、陳效速赴朝鮮、會勘功罪、庶查核任專、日後軍中不敢隱弊。一、請勅督撫諸臣、共秉公忠、各輸肝膽會議、絲毫無隱奏報、從實具聞。庶足明臣子不欺之義、而抒皇上東顧之憂。下該部議。

とあり、朝鮮派遣明軍の戦死者家族の処遇が問題となっており、陳效を遼東鎮監察から速やかに外して朝鮮に派遣すべきことが求められていた。茅瑞徵撰『万曆三大征考』倭下には、

十一月、経略渡鴨緑、二十九日、抵王京、共議進勦。而所調宣大延浙諸勝兵竝集、乃分三協、左李如梅、右李芳春・解生中・高策、竝以副總兵分將。時監軍為御史陳效。上復賜経略尚方劍、重事權。経略計令麻將軍、同經理督左右協、自忠州烏嶺、向東安、趨慶州、專攻清正。恐行長自西來援、令中協兵馬、近宜城、東援兩協、西扼全羅援倭。又于三協中摘馬兵千五百、同朝鮮合營、由天安全州南原而下、大張旗鼓、詐攻順天等處、以牽行長。我師陸路粗備、独水兵屢檄不至。既大聚兵。経略与麻將軍、於十二月二十日、会慶州、探倭屯蔚山。蔚山之南烏山竝不甚高、而城皆依山險、中一江通釜寨。其陸路則由彦陽、通釜山。麻將軍欲專攻蔚山、恐釜倭由彦陽來援、

令中協高策・吳惟忠等扼梁山、左協董正誼等赴南原張疑、又遣右協盧繼忠兵二千、屯西江口防水路援於…(後略)

とあるが、陳效の朝鮮入りは、『朝鮮王朝実録』の前掲史料が陳效記事の初出であることから考えて万曆二六年正月のことであるのではないか。その後の足跡は、『朝鮮王朝実録』によれば、同年三月二四日に帰国した後、再び九月二八日にソウル入りし、監軍行務に従事し、翌三月四日に陳效の死去が朝鮮国王に伝えられている。つまり、陳效は朝鮮と遼東鎮を行き来していたことになる。問題はやはり遼東鎮監察業務を外すかどうかであったと思われる。『明実録』万曆二六年七月己亥(十六日)の条には、

監軍御史陳效言、東事難欺、煩言難拋。大略謂、撫臣楊鎬負氣任事、嚴急招尤、功次未分、怨謗漸起、失意奸將与被逐流客游、言喪敗都市如簧、而贊画主事丁応泰墮姦將高策之計、復以其身、証之。恐煩言一布士庶、交疑恩仇、徒快羣讒国家、反成戲局。乞專勅科臣、公同總督、熟察情形、備查功罪虛実、公私不辨、自明矣、而又極言撤兵減餉之不可。總督邢珍(ママ、玠)亦言、応泰以喪師釀乱奏報不実、指摘撫鎮除稷山・青山・蔚山之損失多寡。与撫鎮諸臣之罪狀虛実、已蒙遣官会勘、顯形可見、無容臣言。至謂撫鎮媚清正而与講和事、亦有因。蓋兵不厭詐、期於成功、可以戰勝、則力用戰。可以問凶則兼用間。故古之用兵、亦有以賄賂間、有以親密間、有以文告間。從古、不以間為諱。若忌和之別名、而廢間之実效、文法一執、動必掣肘。況此酋最狡、每遣奸細、輒捏造。臣等衙門、假牌吳惟忠・李寧累獲可驗、而此一偽語、即可信以為真乎。至所云倭止四・五万、我兵不必加多餉、不必加積、節冗費、息民

力、談之、至美、亦臣等之所至願、但兩敵正在相持、島夷觀望、以為去留、將士觀望、以為進退、朝鮮觀望、以為離合、減撤之説、可令聞之、將士洩之倭奴乎。有旨、着差出科臣、一併勘奏。

とあり、陳效は一応、朝鮮で監軍の職務に集中しているように見える。ここに出てくる丁応泰の事件についてはすでに研究に蓄積のあるところであるが<sup>9)</sup>、丁応泰が楊鎬の不正を讒訴する事件は明軍上層部を揺さぶる事件となっており、陳效は楊鎬の一部の責任は認めながらも、丁応泰の詐術について取り調べを求めているがこの点については別稿で改めて触れたい<sup>10)</sup>。

『明実録』万曆二十七年三月乙酉(六日)の条に、  
先是、遼左出寨搗巢、我師敗績。御史陳效查勘具奏。部覆以聞。詔贈陣亡參將王維貞・署都督同知都司金尚礼署都督僉事、各廕一子、世襲如例。仍立祠、致祭。周思義等、行巡撫・御史提問。

とあり、同癸卯(二四日)の条に、

先是、勘科徐觀瀾与督臣邢玠互相爭計。上以瀾疏下閣大学士。沈一貫上言、二臣讎恨已深、勢如水火。今使之、共勘、啓口矛盾、不至。于相攻相擊、為外夷笑不已也。夫積嫌去忌、先國家之事、而後私仇。非上聖、不能。觀瀾去必不和、不去必再来辭、徒令往返道途、耽延日久、皇上屢催勘功、而終無奏報之日、屢念將士而終無卹録之時矣。今監軍物故。臣前日擬將遼東巡撫往代陳效、意正為此。若以遼按不可遣、則及今、別遣廷臣、猶為得策。願皇上詳決審処、以省後來之紛瀆。

とあり、同四月甲寅(五日)の条には、

給事中楊応文上言、臣奉命覆勘。東事倉卒難悉。竊聞、蔚山等功罪、科臣徐觀瀾主之、釜山等功罪、監軍陳效主之、皆会同查勘、俱有冊籍文卷、可查。乞勅部転咨在事諸臣、悉簡冊卷付臣、從公覆覈。仍請巡按遼東御史王業弘同勘。上命冊卷查付御史、免差。

とある。万曆二十七年三月、陳效は遼東鎮の遼左、つまり、ヌルハチに対する討伐失敗の監察報告を最後に亡くなる。万曆二十四年末から同二六年五月までは遼東鎮に巡按山東監察御史が派遣されていたか不明の時期である<sup>11)</sup>。これから考えれば、陳效は監軍御史として朝鮮派遣明軍の監察を行うとともに、結局、亡くなるまで遼東鎮担当の巡按山東監察御史の任務も兼ねていたのである。

そして、実際に朝鮮に滞在し、蔚山等における戦いの功罪は徐觀瀾が主に調査し、釜山等における戦いの功罪は陳效が主に調査しながらも、共同で監察行為を行っていたことが分かる。この陳效物故の時に徐觀瀾と総督邢玠との間の不仲が浮上する。徐觀瀾は『明実録』万曆二六年六月壬戌(九日)の条に、

差兵科給事中徐觀瀾、往朝鮮、会勘東征功罪。

とあるように、兵科左給事中<sup>12)</sup>として朝鮮に派遣され、東征の功罪の会勘、つまり、朝鮮派遣明軍の戦闘に関わる功罪についての報告に対して、陳效と協力して調査・報告を行っていたということである。戦線が広がる朝鮮半島での戦いでは、監軍御史一人での監察には物理的な限界があり、徐觀瀾が後から送り込まれて来たのであった。



### 三、杜潜の派遣

杜潜は万曆二六年五月に萊州知府から陝西按察副使となり、同八月に河南按察副使に移り<sup>(13)</sup>、万曆二七年五月、監軍副使として朝鮮に赴いたものである。

『明実録』万曆二七年五月壬戌(十五日)の条に、

禦倭経略邢玠條陳東征善後事宜十事。一、留戎兵。議留副總兵茅国器等步兵一万五千、遊擊季金等水兵一万、副總兵解生等馬兵五千、而撫臣標下選兵參千及巡捕・雜流等、共計、合兵三万四千一百人、馬三千匹、分戍朝鮮。一、定月餉。官兵塩菜及新造唬船、毎年、共該銀九十一万八千九百六十余兩。

各文武公費廩銀、尚俟酌議。一、定本色。合用米豆分派遼東・天津・山東等処、除起運及見貯者、尽数催發外、另毎年、分派米豆十參万石、俟朝鮮收成之後、徐議停運。一、留司府議裁。東・西二監軍、独留中路、海防道即以新推杜潜改任。此外、第設一同知・一通判、以省多官之費。一、裁餉司兵額。既定出納、有經・督・餉司官相応議裁。一、重將領。參將俞尚德宜復副總、守備姜良棟・左聰量加遊擊、以降責任、且示鼓舞。一、添巡捕。自鴨綠至王京、自王京至釜山地方、寥遠、寇盜克、斥前議、留捕兵六百名、即以把總李開先・楊拱二人、統之分地巡警。一、分汎地。朝鮮要害首釜山、次巨濟、次竹島、及閑山・南海、応以水步兵、分駐扼要、以馬兵居中、馳援、而總兵李承勛駐劄安東、提衡水陸之衝、至於明斥堠、謹烽火。如加德・天城・絶影島等処所、宜設立烽臺、多置火砲、以使偵探策応者也。一、議操練屯種。擇于寬便処所、設立教

場、天兵・麗兵相兼操練、訓以教師、將官月試為小操、鎮道季臨為大操、撫臣春秋二汎為合操、酌定賞格、以為鼓舞。分附汎地、内有荒蕪。屯土者責開墾・屯種、出于朝鮮牛具、給于官帑、庶足兵足食兩得之矣。一、責成朝鮮・中国之兵不能久戍。乞天語叮嚀、彼国君臣亟圖綢繆、一・二年後、彈力自完、使東征士卒蚤慰室家之思。事下部議。

とあり、『明実録』万曆二九年五月丁未(十日)の条に、  
陞朝鮮監軍副使杜潜為山西右參政。

とあり、『明実録』万曆參十年二月丁卯(四日)の条に、  
擢山西右參政杜潜為按察使、仍管地方事。以朝鮮善後有功故也。

とある。杜潜は河南按察副使から朝鮮に派遣されたため、監軍御史ではなく監軍副使の肩書きとなったと考えられる。元來、按察司は地方官の監察を業務とするものであるから、御史でなくとも差し支えなかつたのであろう。恐らく杜潜の實際の肩書は『明実録』とはずれが予想されるが、杜潜の場合は遼東鎮との兼務は避けられたようである。また、杜潜が派遣された頃、朝鮮における戦役は事実上、終結しており、「朝鮮の善後」とあるように事後処理が任務であつた。その後、杜潜が短時日に山西按察使まで駆け上がる事が出来たのは偏に朝鮮に派遣されて恙なかつたからである。

おわりに

前掲『明実録』万曆二七年三月癸卯(二四日)の条の原文は明

刻本、沈一貫撰『敬事草』第四所収の言徐觀瀾不可復遣勦揭帖である。ここには、

題今日偶感不能入閣、然未敢瀆奏。伏蒙發本到臣、擬票內、有勦科徐觀瀾一本。辨邢玠之奏、及言不能復勦等情。臣反覆參詳、難于下筆。蓋觀瀾与玠等互相奏計、讐恨已深、有如水火之異勢矣。若不共聚一處、尚可与之解和。今既責其共勦、而使勢如水火之人聚于一處、啓口容聲、皆是矛盾、尚有何人居中調和、而了此大公案乎、不至、于相毆相擊反褻國体、為外夷笑不已也。私仇為小、國事為大、固是正論、但積嫌去忌、先國家之事、而後私仇。自非上聖心腸不能及。此大賢以下非所望矣。必責人以大聖人之事了。東方一大公案以成就、不世之大勲業。竊恐觀瀾不能、玠等亦不能也。觀瀾去必不協。不去、必再辭、徒令往返道途、耽延日月、是屢催勦功、而終無奏報之日、屢念將士、而終無恤錄之時矣。從來、敘功、決無不勦之理。今監軍物故、事托勦科。勦科趨起、又将誰托、即使勦來、必与玠等、大有異同。兵部題覆、又将安從若。今再勦、則將士皆四方之人、一散不可復、聚從何質正。若欲不勦、則戰者必欲從厚和者、必欲從薄、紛紛爭辨、何時可已。朝廷処置、不当何以服人心、而杜人口事幾之分在于今日不可不慎也。欲另遣往勦、雖嚴限、即行尚須一月、不免拖延。臣前日、擬將遼東巡按往代陳効、意正為此。陳効初亦以遼東巡按、而兼監軍者、循此。旧規故輒擬也。今若以遼按不可遣、則及今、另遣廷臣、似猶得策。不然、擔閣愈久、而議論益多矣。臣票擬不難不過。慰諭觀瀾、令其積嫌去忌、仍前往勦而已。然于臣私計甚便、而國計非忠何則終難回觀瀾之成心、亦終難回。

玠等成心、而徒孤。屢旨催促之意、或反釀東師不虞之變、則皆臣今日依違苟且所致、是不忠。故不敢也。此事非臣下所能裁斷、不敢不言。臣驚魂未定、不宜復預東事。然頗知獨立、未嘗預和、亦未嘗預戰。惟理是從。至于懷苟且之心、以誤國家、則万不敢願少輟、万幾一加展轉、勿謂東事。已了勦功小節而輕之、勿謂成命。已頒難于轉移、而執之、為將士造福、為軍興惜費、保國家之威、重鎮四夷之觀瞻、詳決善処、以免後來之紛紛。臣為此、扶病具揭詞不尽情將徐觀瀾原本封進、恭候聖諭、方敢票擬。三月二十四日上。

とあり、前述の陳効物故の時に浮上した徐觀瀾と總督邢玠との間の不仲の問題であるが、ここで陳効は遼東鎮における巡按、つまり巡按山東監察御史の任にあつて、監軍を兼ねていたとある。

前述のように、管轄区域の明瞭な巡按と軍事行動に付き従う監軍とでは、共通した監察内容を業務とするとは言え、大きな違いがあると言わざるを得ない。このことは同時期にポハイの反乱に対応していた梅国禎の事例との比較検討が必要であり、今後、考察を進めたいと考えるが<sup>(14)</sup>、陳効の管轄区域は朝鮮国内に加えて遼東鎮をも含むものであった。万曆朝鮮の役と言え、朝鮮国内を戦域と考えがちであるが、陳効から見れば遼東から朝鮮までが管轄範囲と言えは範囲であった。これは、明軍の朝鮮出兵そのものは国家としての対応であったものの、明軍は遼東鎮を主体に薊州・山東・天津等が連動する形での地域的に朝鮮国内まで管轄範囲を拡大しての対応だったことを物語るものではなからうか。

註

- (1) 明朝の軍事制度については川越泰博『明代中国の軍制と政治』国書刊行会、二〇〇〇年、参照。
- (2) 拙稿「陳王庭と張銓—明代遼東監軍御史考」『中央大学人文研紀要』七九、二〇一四年。
- (3) 万曆朝鮮の役についての明朝の立場からの研究は、三木聰「福建巡撫許孚遠の謀略—豊臣秀吉の「証明」をめぐる—」『人文科学研究』四、一九九六年、「万曆封倭考(その一)—万曆三十二年五月の「封貢」中止をめぐる—」『北海道大学文学研究科紀要』一〇九、二〇〇三年、同「万曆封倭考(その二)—万曆二十四年五月の九卿・科道会議をめぐる—」『北海道大学文学研究科紀要』一一三、二〇〇四年、同「九卿・科道会議は何処で開かれたのか—万曆封倭考補遺」『史朋』三七、二〇〇四年、及び久芳崇「十六世紀末、日本式鉄砲の明朝への伝播—万曆朝鮮の役から播州楊応龍の乱へ」『東洋学報』八四—一、二〇〇二年、などを参照。
- (4) 『明実録』万曆十六年三月戊申(二六日)の条には、「吏部・都察院題、考選行取博士・中書・行人推知等官、安文壁、陳效、荊州俊、霍從教、潘士藻、張天德、陳子貞、龔雲致、梅國禎、連標、王道增、周班爵、李化龍、李光祖、崔景榮、管九皋、陳達、張季思、曹楷、顏洪範、方万策、何出光、趙一鵬、王麟趾、陳揚善、劉寅、李自謙、俞咨禹、凡二十九人、各志行端謹、器識老成、足任風憲之司、分註南北各道御史試職、張應登、丁懋遜、李汝相、李猷可、任讓、李周策、吳文梓、孟養浩、楊文煥、楊恂、李文郁、羅万程、章尚学、李汝華、杜華先、徐常吉、凡十七人、各練習朝常、豊采凝重足任補救之司、分註南北各給事中。上如擬、仍訓飭靖、共以無負考選之意。」とある。
- (5) 『明実録』万曆十六年八月壬午朔(一日)の条には、「御史陳效奏、賦夷就平、善後宜皆都勻原設總兵、駐建武所。今議移駐建越、当馬湖衝要敘馬瀘、旧設兵備一道駐長寧。近年裁革。今議復設、專駐馬湖、而敘瀘之属、並在整飭与建越。總戎文武同事。泥溪・平夷・蠻夷・沐川四長官司、延袤数百里、夷漢相雜往。議改設流官、既恐未便。不若即以額設同知一員、移鎮賴因榮丁之間、与参遊共承兵道節制、成臂指之局。此彈压之要圖也。其次、議兵、雷坡・楊九乍存亡未可知、猓獠叛服叵測。先事為防、則榮頼利、店梁山・赤口・西河等處、設兵墩堡、互相守望、挑選土戍、不足練民兵、以益之、是密協守、而杜窺伺之策也。其次、議

- 餉。就復還侵占之地、起屯募種糧額從輕。因籍丁壯為鄉兵、委官操練兵道、時為稽查、此寓兵于農之法也。至建鎮之孤懸、瀘江之烟瘴、往來稀闊、萌孽易生、則避途宜急。今查、叙馬・嘉峨・古健為印笮地也。自峨眉中鎮、至建昌、為青衣道。司馬相如持節、開越嶠所鑿。嘉靖間、議開中、罷乘茲安緝之、会威信大行之時、開荒伐木闢其故道使、建越沿途聯絡關堡。議兵、扼守又一策也。而最要莫如擇將、試思馬湖往事非運籌不臧、第用兵者自償耳。昨閱撫臣報疏所稱、参將郭成等擒斬多級、庶幾將材宜簡置蜀辺分地、而守則良將拔之歷練、而虎豹当関、羶裘奪氣矣。疏下兵部。」とある。
- (6) 楊応龍の反乱は万曆朝鮮の役、ボハイの反乱とともに万曆三大征の一つに数えられ、岡野昌子「明末播州における楊応龍の乱について」『東方学』四一、一九七一年、参照。
- (7) 久芳崇前掲「十六世紀末、日本式鉄砲の明朝への伝播—万曆朝鮮の役から播州楊応龍の乱へ」参照。
- (8) 『明実録』万曆二十五年六月甲申(二五日)の条に、「復除科道官十一員劉為楫・吏科都給事中楊廷蘭・吏科左侯慶遠・兵科右項応祥・曹大成、俱礼科、曹楷・劉曰梧・陳效、俱浙江道御史、趙標河南道、馮応鳳江西道、張大謨湖広道。」とあるように、陳效はこの年の六月に浙江道御史に任命されていた。
- (9) 丁応泰をめぐる問題については、鈴木開「丁応泰の変と朝鮮—丁酉倭乱期における朝明関係の一面」『朝鮮学報』二〇九、二〇一一年、参照。
- (10) 『明実録』万曆二十七年二月辛亥朔(一日)の条には、「朝鮮監軍御史陳效奏辯東事、上命科臣、一併勘報。」とあり、同辛未(二一日)の条は、「兵部等衙門蕭大亨等會議言、諸臣参詳督撫二疏、大都、以国体、軍情為重、竣事班師為急。臣等竊謂、主事丁応泰、往年、初疏、非尽無因。其在于今、堅執求勝之私意、遂致羅織之、太苛將士、既已離心属国、復為滋懼、倉卒馳歸、殊駭觀聽、諸臣謂其損傷国体。臣等亦以為然、或令回籍、或令回京、仰聽聖明处分。其勘科徐觀瀾宜令会同監軍御史陳效、各秉虛公、從公確議、馳奏還朝、方為不負。特遣。其九月以後、四路功罪与夫善後留撤兵將事、宜俱應嚴行、督撫監軍等官、速為勘處、毋徒滋議、以致虛糜。至於朝鮮陪臣、逡巡恐懼、待命日久。乞降勅、馳慰王心、俾曉然、告戒国人、共仰皇上日月之明、拳国安心、共圖善後、庶幾於始終字小大義將完局矣。上曰、国体・軍情、皆朝廷大事。

朕豈以小臣私忿、妄訐、不念將士久戍勞苦与属国军民泣籲、苦情。丁应泰举动乖謬、幾誤大事。姑令回籍聽勘。徐觀瀾奉有專命、還赴王京、会勘務須秉公持正、以將任使、一面行督撫詳列四路功罪、善後、留撤事、宜星夜馳奏朝鮮王、你部裏移咨慰諭俾知。朕始終字小德意、仍令戒諭國人、益堅恭順之節。」とある。

(11) 拙著『明代遼東と朝鮮』汲古書院、二〇一四年、参照。

(12) 『明実録』万曆二十六年十二月庚午(十九日)の条に、「查勘東征。兵科左給事中徐觀瀾上言、狡酋啓釁、殘破属藩、蓄詐多端、壞巨測。我皇上大發帑金、大徵士馬、固望直搗、長驅滅此、而朝食也。假令擒驚酋于海上、梟魁首于藁街、詎不美与。乃王師久頓外疆、清・行二酋竟逃誅。臣与文武將吏俱不得辭其責矣。今幸倭衆尽歸。属藩不失旧物。此社稷之靈、国家之福、陛下之神武所致也。東征將士追亡逐北、雖有斬獲、戰勝攻取、未合兵機。若欲貪天功、以為己力、大張勦伐、遠勒威名。臣身在戎行、目擊其事、則何敢欺。至於師中、積蠹闕外虛文、則尤有可歎者。臣查核東路、甫完四營、陣亡兵數且近二千、軍士呼天擁告、弊端種種、臣未勘者、尚十五營。其奸弊不知更何如也。臣釐奸剔蠹、不敢遠避嫌怨、以妨軍政。若乃當今所最急者、在善後之凶。蓋閩酋果死、則倭不復來、即來。在數年之後、我水陸兩兵、酌留二万、即可扼釜山・閑山等島、而本折二餉量責之朝鮮可也。至如卒伍、不畏偏禱、不畏大帥、嗜饑号寒、何謀不逞、下怨上憤、何變不生。若遷延時日、尚不撤還、不但中国称誦、朝鮮亦称誦、不但中国憂乱、朝鮮亦憂乱矣。乞勅兵部亟咨督撫二臣、速議班師及留兵善後長策、永杜後艱、庶不負扶危、字小之仁矣。章下兵部。」とある。

(13) 『明実録』万曆二十六年五月甲午(十日)の条に、「陞湖広参議陳所蘊為河南副使、広西知府盧泮為四川副使、広東参議周応治為雲南副使、湖広参議丁繼嗣・興化知府陳王庭、俱江西副使、山東参議盧伝元・萊州知府杜潜・杭州知府季東魯、俱陝西副使、永昌知府陳應魁・韶州知府謝台卿、俱広西副使、刑部員外郎林掖章為湖広僉事。」とあり、同八月丙子(二三日)の条に、「陞陝西右布政沈九疇為江西左布政、河南右布政応存卓為貴州左布政、陝西副使杜潜為河南副使、原任副使秦大夔仍為陝西副使。」とある。

(14) 岡野昌子「万曆二十年寧夏兵変」小野和子編『明末清初の社会と文化』、京都大学人文科学研究所、一九九六年。

【謝辞】二〇一八年二月二二日に開催された国際ワークショップ「越境する東アジア―一六世紀後半―一七世紀前半を中心に」において、ブリテイッシュ・コロンビアの許南麟氏、寧波大学の鄭潔西氏、韓国軍事博物館のイサンホン氏より懇切なご助言を頂いた。この場を借りて謝辞を申し上げるとともに、この方面における国際協力がより一層進展することを祈念する。